

資料編

01 会議設置条例及び規則

(1) 田原本町健康づくり推進協議会規則

平成 26 年 9 月 16 日

規則第 11 号

田原本町健康づくり推進協議会規則(昭和 63 年田原本町規則第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田原本町附属機関に関する条例（平成 26 年田原本町条例第 13 号）第 2 条の規定に基づき、田原本町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体の代表
- (2) 健康づくりの推進に関係する団体の代表
- (3) 町議会の議員
- (4) 教育に関係する機関の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この規則の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和4年4月1日規則第6—2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 田原本町食育推進会議設置条例

平成 26 年 9 月 16 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、田原本町食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 田原本町食育推進計画（法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画をいう。以下同じ。）の策定及び実施の推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関し学識経験のある者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) 町議会の議員
- (4) 教育若しくは保育に関する機関又は関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和4年3月18日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

02 委員名簿

(1) 田原本町健康づくり推進協議会委員

	役職	氏名
医療	医師会会長	小嶋 秀之
	歯科医師会会長	初岡 和樹
	一般社団法人奈良県薬剤師会 天理・磯城地区薬剤師会	田中 正三
地区組織	自治連合会会長	宮崎 公平
	商工会会長	吉川 眞司
	体育協会会長	岩田 成弘
	老人クラブ連合会会長	竹村 三良
	地域婦人団体連絡協議会会長	山岡 佐規子
	連合PTA会長	北田 あゆ美
	健康づくり推進員協議会会長	○森田 信子
	食生活改善推進員協議会会長	村井 三枝子
学識経験者	畿央大学健康科学部看護医療学科教授	◎松本 泉美
	民生児童委員協議会会長	村田 稔治
議会	議長	植田 昌孝
	厚生建設委員会委員長	杉岡 雅司（第1回）
		藤井 誠人（第2回）
教育	社会教育委員長	平井 洋一（第1回）
		安田 章男（第2回）
	校園長会代表	池田 篤史
保健所	中和保健所長	山田 全啓
行政	副町長	工藤 華代
	教育長	山田 忠志（第1回）

◎：会長 ○：副会長

(2) 田原本町食育推進会議委員

	役職	氏名
食育の推進に関し 学識経験のある者	畿央大学健康科学部健康栄養学科教授	◎上地 加容子
食育の推進に 関係する団体の 役員または職員	食生活改善推進員協議会会長	○村井 三枝子
	商工会代表	上田 剛裕
	奈良県農業協同組合川東支店女性部部長	安田 淑子
	連合PTA会長	北田 あゆ美
町議会の職員	厚生建設委員会委員長	杉岡 雅司（第1回）
		藤井 誠人（第2回）
教育又は保育に 関する機関の職員	こどもの森阪手保育園園長	阪本 善美
	認定こども園田原本幼稚園園長	横尾 和美
	東小学校校長	谷口 亜由美
	田原本中学校校長	村井 亮
関係行政機関の職員	中和保健所栄養士	原田 星
町の職員	教育部長	森 淳一
	産業建設部長	田邊 義巳
	健康福祉部長	吉田 志保

◎：会長 ○：副会長

03 計画策定の過程

年月日		事項	内容
令和6年	8月21日	第1回 田原本町食育推進会議	(1)「第2次田原本町食育推進計画」【後期計画】の評価及び「第3次田原本町食育推進計画」策定について ①後期計画評価について ②今後のスケジュールについて ③アンケート調査票（案）の内容について
	8月22日	第1回 田原本町健康づくり 推進協議会	(1)「第2次健康たわらもと21」【後期計画】の評価及び「第3次健康たわらもと21」策定について ①後期計画評価について ②今後のスケジュールについて ③アンケート調査票（案）の内容について
	9月20日～ 10月4日	第3次健康たわらもと21等計画策定のための アンケート調査	・対象者：町内在住の20～79歳の住民 ・配布数：2,000件 ・回収数：630件 ・回収率：31.5%
令和7年	1月29日	第2回 田原本町食育推進会議	(1)「第3次田原本町食育推進計画」の骨子案について
	1月31日	第2回 田原本町健康づくり 推進協議会	(1)「第3次健康たわらもと21」の骨子案について
	2月19日～ 3月5日	パブリックコメントの実施	・公開場所：町ホームページ、役場、図書館 ・意見数：0件
	3月21日	第3回 田原本町食育推進会議	(1)パブリックコメントについて (2)「第3次田原本町食育推進計画」の素案について (3)第2回食育推進会議での質疑の回答について
	3月24日	第3回 田原本町健康づくり 推進協議会	(1)パブリックコメントについて (2)「第3次健康たわらもと21」の素案について